

平成 22 年 5 月 27 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19330016

研究課題名（和文） 組織犯罪対策法の総合的研究

研究課題名（英文） A Comprehensive Study of Laws Against Organized Crime

研究代表者

塩見 淳 (SHIOMI JUN)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00221292

研究成果の概要（和文）：組織犯罪の刑事的規制に特殊な配慮が必要であるとしても、伝統的な刑法の枠組を越えて犯罪の成立を早期化したり、国際協調の名の下に国内の人権保障の水準を切り下げたりするのは大きな問題であり、また、犯罪収益の剥奪といっても無原則に行われるべきではない。組織犯罪を捜査、起訴、審理する際の手続についても、制度趣旨等の根本理解に立ち返って慎重にその内容を確定すべきである。これらのことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：Criminal regulations to deal with organized crime require special consideration. However, breaking with Japan's traditional legal framework of criminal law to introduce a conspiracy law in the name of international cooperation is a serious issue, because it will undercut existing human rights protections. It is also vital that the proceeds of crime are not stripped from people without due adherence to appropriate principles. Procedures for the investigation, prosecution, and trial judgment of organized crime cases need to be defined with great care, based on a thorough review of the fundamental principles of the country's legal system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
2008年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
2009年度	2,900,000	870,000	3,770,000
年度			
年度			
総計	11,400,000	3,420,000	14,820,000

研究分野：刑事法学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：組織的犯罪 国際犯罪 重罰化 犯罪収益 没収・追徴 共謀 証拠開示 量刑

1. 研究開始当初の背景

(1) 当時の状況

1999年に、いわゆる「組織的犯罪処罰法」

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)が、「通信傍受法」(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)等と共

に、いわゆる組織犯罪対策3法の1つとして成立した。組織的犯罪処罰法においては、一定の組織的犯罪に関する刑の加重、犯罪収益全般に関するマネーロンダリングの処罰と没収・追徴、金融機関による「疑わしい取引」の届出等、組織的犯罪に対抗するための諸規定が整備された。また、通信傍受法では、限定された犯罪について、一定の要件の下で捜査機関が通信傍受を行うことが可能とされた。その後、組織的犯罪処罰法は改正を重ね、適用対象犯罪の範囲が拡大するとともに、2006年の改正では、財産犯等の犯罪収益のほく奪・被害回復関係の法整備など、新たな制度の導入も図られた。組織犯罪対策法（以下では「組織的犯罪処罰法」を中核とする組織犯罪を念頭に置いた法規を総称してこのように呼ぶ。）は、適用範囲の点でも制度的な重要性の点でも、刑法および刑事訴訟法に準じる法律となった。

このように、組織犯罪対策法は極めて広範な問題領域をカバーするものであるにもかかわらず、これに関する理論的研究はほとんど行われていなかった。組織的犯罪処罰法の内容に関しては、立法直後に、立案担当者らによる解説が出されていたものの、その後は、個別的な問題点について実務家による解説的な著作が見られたにとどまっていた。

(2) 研究開始に至る経緯

組織犯罪対策法が、中核刑法の一部を構成するともいえる重要性を有するにもかかわらず、その全体に関する理論的研究が少ないのは懸念されるべき事態であった。日本の刑事法制が目指すべき方向についての明確な見通しをもたずに個別の法改正を繰り返すならば、制度の望ましくない形での発展や、制度間の不整合などの歪みが生じるおそれがあるからである。このような事態を防止し、犯罪現象に適切に対応していくには、組織犯

罪対策法のみならず、他の諸法規との関係も考慮しながら制度構築を図る必要がある。

そこで、それまで、加重処罰、団体規制、不法収益の取扱、組織犯罪を念頭に置いた手続的諸制度の導入、刑事における国際協力など、組織犯罪対策法ともかかわる問題を取り上げて研究成果を公表してきた研究者が共同して総合的な理論研究を行うこととした。この研究は、組織犯罪対策法の解釈や運用の適正化、改正されるべき点を明らかにするだけでなく、刑法を始めとする他の国内関連諸法規の解釈や運用をどのようにすべきか、改正の方向性はどうかあるべきか、さらには、国連の「国際組織犯罪防止条約」や「汚職防止条約」等の国際条約に国内法はどのように対応すべきかなども視野におさめたものであった。

2. 研究の目的

(1) 組織犯罪対策法の有する理論的ないし実務的な問題点を析出すること

計画を考えるに当たってとくに意識されていたのは、刑事実体法に関しては、団体規制のあり方として共謀罪または犯罪組織参加罪という新たな犯罪類型が含む犯罪成立時期の早期化の問題、組織的犯罪における刑の加重の問題であり、刑罰論および刑事政策に関しては、不法収益の没収・追徴および被害者救済のあり方の問題であり、刑事手続法に関しては、捜査機関に対する情報提供と守秘義務・黙秘権の問題、身分秘匿捜査や司法取引・訴追免除を含む新たな捜査・訴追手続の問題であった。

(2) 析出された諸問題に理論的考察を加えること

理論的考察は、既存の制度との関連および整合性を念頭に置きつつ、新しい規制や制度等の理論的基盤および目的を明らかにする

形で行い、その際、刑事実体法と手続法の両者に注意を払う。さらに、諸外国における関連する諸制度の理論的基礎と運用・効果についても検討することとした。

(3) 考察をふまえて提言を行うこと

組織犯罪対策法の問題点を解釈論的に、あるいは、立法論的に是正する提言を行うことが考えられた。

3. 研究の方法

各自のこれまでの研究成果を踏まえつつ、次のように分担して研究を遂行することとした。

(1) 実体法分野：①共謀自体の処罰など、犯罪成立時期の早期化の問題を、共犯理論との関係や刑事手続における事実認定にも留意しつつ検討する。②国際組織犯罪に対応するための各国の刑罰権の設定・相互調整の問題、組織犯罪対策を内容とする国際条約の国内法に与える影響等の問題を検討する。③不法収益の没収・追徴の法的性質・法制度上の位置づけを理論的に解明しつつ、没収・追徴額の共犯者間での割り振りなど近時の裁判例に現れている実務的な諸問題について検討する。

(2) 手続法分野：①組織犯罪事犯が、刑事手続、とりわけ新しく導入される制度のもとでどのように取り扱われるべきかについて検討する。

②情報・証拠の収集・使用と情報提供者・証人の保護の関係や、組織犯罪事犯における新しい捜査手段や裁判制度の導入などの諸問題について検討する。

4. 研究成果

(1) 実体法分野：①組織犯罪対策の1つである共謀罪の導入に関する論議の前提として、犯罪成立時期の包括的な早期化を巡る、従来

のわが国の状況について検討を加えた。その結果、判例では、実行の着手に近接する時点で初めて予備の成立が認められる、などの謙抑的傾向が明らかとなった。「思想の不処罰」という原則を実質的に保障する観点からは妥当な方向であり、共謀罪の「共謀」の構成や解釈にあっても考慮されるべき点があることを指摘した。

②組織犯罪のもとでは、直接には手を下さない関与者も数多い。それらの者の犯罪（未遂犯）の成立時期については、わが国では、直接実行者が犯罪に着手した時点をもって成立すると考える全体的解決説が当然視されて十分な議論がされてこなかった。そこで、ドイツで有力な個別的解決説を批判的に考察しつつ、共同正犯の構造理解にまで遡ってこの問題に検討を加え、全体的解決説の根拠づけと妥当性を確認した。

③暴力団犯罪や外国人犯罪として行われている覚せい剤事犯等の薬物犯罪の近年の動向を分析しうえで、薬物への構造的依存を断ち切るためには、単なる摘発・処罰の厳格化では不十分であり、多方面からの対策が必要であることを明らかにした。

④国際刑事法の分野では、EUにおいて、テロリズムや組織的詐欺などへの対策のために刑事実体法の調和を図るほか、国際刑事共助の簡易化・迅速化が進められていることを明らかにした。国際条約を受けた刑事立法はすでに日本でも増加しているが、同様の対応は、今後、日本を含む東アジア・東南アジア圏でも要請されることが確実される。EUの動向を今後も注視することが必要である。

2007年に日本も加盟した国際刑事裁判所では、組織的な犯罪の場合に個人責任の立証に困難があることに配慮して、日本法に較べると緩和された手続も認められている。日本が刑事協力を実施する場合には、超国家的刑

罰権の特殊性を十分にふまえることが必要であるとの提言を行った。

⑤組織的犯罪対策法における没収・追徴の意義を明らかにするため、主にドイツ・スイスの法制度・運用状況ならびに理論を参照しながら、そこでのコアな概念である犯罪収益の意義の解明を試みた。比較法的検討から得られた有益な示唆としては、総収益原則がとられるべきではあるが、その際に純収益を超えた部分での剥奪につき適切な考慮を行うべきものと考えられていること、収益剥奪の法的根拠からみて、犯罪収益の本質的メルクマールとなるのが処分可能性の概念であることなどがある。

この比較法的研究に基づいてわが国の最高裁判例の分析を行い、犯罪収益の意義に関する理論的提言を行った。

(2) 手続法分野：①公判前整理手続を原理面から分析を行い、そこから、同手続において、組織的犯罪において一般的に見られる、複雑な共犯関係や多数にのぼる財政経済関連証拠がどのように扱われるべきかの指針を得た。

②検察官の公訴提起の在り方、とりわけ起訴状の記載の方法について検討を加え、訴因の明示・特定の有無に関する新たな判断枠組みを構築した上で、共謀共同正犯における「共謀」の事実の起訴状への摘示の仕方を考察するなどして、組織的犯罪に対する効果的な訴追と起訴状ないし訴因制度の持つ種々の法的機能とを調和させる解釈論を提示した。

③被告人による捜査協力行為を量刑上有利に考慮する措置の理論的根拠について、刑罰目的論とも関連づけながら独自の考察を行い、もって、組織的犯罪の効果的な処罰のための一手段ともなりうるかかる措置の理論的基盤を解明した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計14件)

①高山佳奈子、発注者である公団理事と共謀共同正犯、別冊ジュリスト、査読無、2010年、260-261頁

②安田拓人、犯罪収益の没収・追徴、研修、査読無、742号、2010年、3-14頁

③高山佳奈子、《格差社会》と犯罪者の処遇、大阪保険医雑誌、査読無、519号、2010年、31-35頁

④堀江慎司、訴因の明示・特定について、研修、査読無、737号、2009年、3-20頁

⑤高山佳奈子、「政治」が主導する近年の日本の刑事立法、月旦法学雑誌(台湾)、査読有、172号、2009年、121-137頁

⑥堀江慎司、刑事裁判の充実・迅速化、ジュリスト、査読無、1370号、2009年、124-134頁

⑦堀江慎司、コメント・長瀬敬昭「被告人の真実解明への積極的協力と量刑」について、判例タイムズ、査読無、1286号、2009年、84-89頁

⑧高山佳奈子、「自由と安全と刑法」コメント、刑法雑誌、査読無、48巻2号、2009年、276-278頁

⑨ 高山佳奈子 (TAKAYAMA, Kanako)、Participation in the ICC and the National Criminal Law of Japan, Japanese Yearbook on International Law, 査読無、No.51、2009年、384-408頁

⑩高山佳奈子、国際社会(EU・国連)における刑事法、ジュリスト、査読無、1348号、2008年、181-189頁

⑪高山佳奈子、「実行行為」概念の問題性、法学論叢、査読無、162巻1=6号、2008年、204-217頁

⑫塩見淳、共同正犯における実行の着手、法学論叢、査読無、162巻1=6号、2008年、108-155頁

〔学会発表〕(計2件)

①高山佳奈子、「政治」が主導する近年の日本の刑事立法、国立台湾大学招へい講演、2008年12月29日、国立台湾大学

②高山佳奈子、グローバル化と法政策—国際刑事法の観点から—、日本学術会議法学委員会、2008年3月14日、日本学術会議

〔図書〕(計4件)

①酒巻匡・河本雅也・小野寺明・三村三緒ほか7名、判例タイムズ社、刑事証拠開示の理論と実務、2009年、1-30頁(1番目 証拠開示制度の構造と機能)

②村瀬信也・洪恵子・高山佳奈子・古谷修一

ほか8名、東信堂、国際刑事裁判所、2008年、203-226頁（7番目 国際刑事裁判所の刑事手続の特質）

③中森喜彦・吉岡一男・井田良・塩見淳ほか27名、成文堂、鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集上巻、2007年、501-524頁（22番目 犯罪成立時期の包括的な早期化について）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

塩見 淳 (SHIOMI JUN)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00221292

(2) 研究分担者

酒巻 匡 (SAKAMAKI TADASHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50143350

高山 佳奈子 (TAKAYAMA KANAKO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30252432

安田 拓人 (YASUDA TAKUTO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10293333

堀江 慎司 (HORIE SHINJI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10293854

(3) 連携研究者

中森 喜彦 (NAKAMORI YOSHIHIKO)
近畿大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：40025151